

71、遞信從業員の政治運動抑壓反對に關する件

遞友同志會提出

理由

遞信省當局が局令を以つて從業員の選舉運動の自由を束縛せるが如きは明に普通選舉法を無視し從業員の國民的權利を蹂躪せるものなり、故に、其の不當なる抑壓に對し絶對反對するものである。

實行方法

本大會の決議に依り、不當なる局令の撤廢を遞信大臣に要求す。

二、財團法人修養團絶對排撃の件

遞友同志會提出

理由

白色倫理運動などと誇號し常に資本家雇主の手先となり必然的に發生する正しき社會運動の妨害を常とする財團法人修養團を絶對排撃するものである。

實行方法

凡ゆる機會を利用し修養團の本質を曝露する事。

三、勞働者災害保護法制定要求の件

運輸勞働組合提出

説明 小林光晴